

安芸太田町 下水道事業経営戦略

特定環境保全公共下水道事業

農業集落排水事業

個別排水処理事業

平成 29 年 3 月

目次

特定環境保全公共下水道事業

第1章 経営戦略策定の趣旨と位置づけ	4
第2章 安芸太田町下水道事業の現状と課題	5
(1) 事業の現況	5
(2) 民間活力の活用	8
(3) 経営比較分析表を用いた現状分析	8
(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化	9
第3章 経営の基本方針	10
第4章 投資・財政計画（収支計画）	11
(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり	11
(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明	11
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	12
第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	14
第1章 経営戦略策定の趣旨と位置づけ	18
第2章 安芸太田町下水道事業の現状と課題	19
(1) 事業の現況	19
(2) 民間活力の活用	22
(3) 経営比較分析表を用いた現状分析	22
(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化	23
第3章 経営の基本方針	24
第4章 投資・財政計画（収支計画）	25
(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり	25
(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明	25
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	26
第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	28
経営比較分析表	29
第1章 経営戦略策定の趣旨と位置づけ	32
第2章 安芸太田町下水道事業の現状と課題	33
(1) 事業の現況	33
(2) 民間活力の活用	35
(3) 経営比較分析表を用いた現状分析	35
(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化	36
第3章 経営の基本方針	37
第4章 投資・財政計画（収支計画）	38

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり	38
(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明	38
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	39
第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	40

団 体 名 : 安芸太田町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

第 1 章 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

安芸太田町は広島都市圏の水源地帯である太田川上流域にあたり、太田川・瀬戸内海をはじめとする公共水域に及ぼす影響が大きいことから、一般家庭及び各種事業所等から排出される生活雑排水を速やかに処理することで、清潔・快適・安全な生活環境を実現するとともに、公共水域の水質汚濁を防止し環境を保全することを目的として、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業により整備を行っています。

下水道事業をはじめとする公営企業は、地方財政法で料金収入等をもって経営を行う独立採算の原則が定められています。現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しています。

こうした中で、平成 26 年 8 月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定することとなりました。

地域住民に良質な下水道サービスを持続的に提供していくには、現在の本町下水道事業について現状把握を行った上で、中長期的な計画に基づいた運営を行っていく必要があります。そのため、各事業において、今後の経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

第 2 章 安芸太田町下水道事業の現状と課題

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 13 年度 供用開始 (供用開始後 15 年経過)
法適(全部適用・一部適用) 非適用の区分	法非適用企業
処理区内人口密度	18.0 人/ha
流域下水道等への接続の有無	流域下水道等への接続なし
処理区数	5 区域 筒賀処理区、横川処理区、上殿処理区、 加計処理区、柴木処理区
処理場数	5 箇所
広域化・共同化・最適化 実施状況	実施していません。

特定環境保全公共下水道事業は平成 13 年度より供用を開始し、現在は計画区域 153ha 全域の整備が完了しています。農業集落排水事業は平成 8 年度より供用を開始し、現在は計画区域 40ha 全域の整備が完了しています。個別排水処理事業につきましては、現在 47 基の浄化槽が稼動しています。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	本町の使用料は、基本料金と超過料金の合計となります。		
	下記以外の使用者	算定水量	下水道使用料
	基本料金	1ヶ月につき 10m ³ まで	1,814円
	超過料金	10m ³ を超える部分 1m ³ につき	204円
	75歳以上の住民だけで 構成される世帯	算定水量	下水道使用料
	基本料金	1ヶ月につき 10m ³ まで	1,728円
超過料金	10m ³ を超える部分 1m ³ につき	194円	
業務用使用料体系の概要・考え方			
その他の使用料体系の概要・考え方			
条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	平成 27 年度	3,854 円	
	平成 26 年度	3,854 円	
	平成 25 年度	3,744 円	
実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	平成 27 年度	5,412 円	
	平成 26 年度	5,431 円	
	平成 25 年度	5,126 円	

下水道事業をはじめとする公営企業には、事業運営に必要な経費は、事業運営に伴う収入で賄うという原則があり、公営企業としての企業性を発揮し、最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。そのためには、住民の理解を得ながら経営の健全化・効率化に努める必要があります。

下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制などに大別されます。本町の使用料は従量制（10 m³基本使用水量あり）を採用しています。

〈 使用料の課題 〉

下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄う範囲で、使用者に対して公平な負担を求める料金体系であることが基本です。しかし、本町、特定環境保全公共下水道事業の実体として、使用料単価を汚水処理原価で割った平成 27 年度の経費回収率は 26.57%と極めて低い水準となっています。経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料の適正化が課題であることがわかります。

快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには、経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

③ 組 織

職 員 数	平成 29 年 3 月 1 日現在、建設課・各支所職員 12 人が下水道事業運営に携わっており、簡易水道事業や他業務も兼任しています。				
事業運営組織	役 職	年 代	建 設 課	簡 賀 支 所	加 計 支 所
	課 長	50～	1人		
	支 所 長	50～		1人	1人
	主 幹	50～	1人		
	課長補佐	40～		1人	
	主 査	40～	1人		
	主 任	30～40	1人		1人
	主任主事	25～30	2人		
	主 事	18～		1人	1人
	合計		6人	3人	3人

〈 事業の課題 〉

特定環境保全公共下水道事業には、水洗化率の低さという課題があります。農業集落排水事業と比べても、10%程度水洗化率が低い現状であり、加入促進に努める必要があります。

・ 処理区ごとの水洗化状況

処理区名	平成 26 年度			平成 27 年度		
	計画区域 内人口	水洗化 人口	水洗化率 (%)	計画区域 内人口	水洗化 人口	水洗化率 (%)
筒 賀	761	751	98.7	759	755	99.5
横 川	8	8	100.0	8	7	87.5
上 殿	680	521	76.6	644	491	76.2
加 計	1,280	813	63.5	1,262	847	67.1
柴 木	85	73	85.9	83	70	84.3
計	2,814	2,166	77.0	2,756	2,170	78.7

(2) 民間活力の活用

①民間活用の状況

■民間委託

処理場維持管理業務、マンホールポンプ維持管理業務、水質計測機器保守点検業務、汚泥脱水業務、汚泥収集運搬業務、消防設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務等を民間委託しています。

■指定管理者制度

指定管理者制度は実施していません。

■PPP/PFI

PPP/PFI は実施していません。

②資産活用の状況

■エネルギー利用

採算性の観点より、本町の人口的・処理規模的・地理的条件では、投資に見合う収益の確保が難しいと判断し、下水道熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。

■土地・施設等利用

採算性の観点より、本町の人口・地理的条件では、投資に見合う収益の確保が難しいと判断し、未利用土地・施設の活用等の土地・施設等利用は行っていません。

(3) 経営比較分析表を用いた現状分析

平成 28 年度に策定・公表した、平成 27 年度決算「経営比較分析表」(別紙①)を添付しています。

経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

国の巨額な債務、人口減少、景気低迷など、本町をはじめ日本全国の地方公共団体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

①人口減少

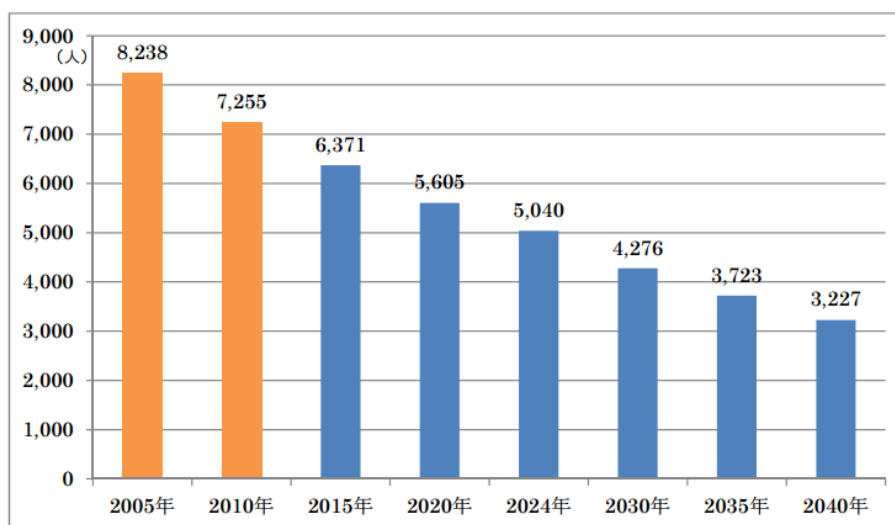
本町は、平成 16 年に山県郡加計町、筒賀村、戸河内町の 3 町村の合併により誕生しました。合併当初 8,784 人であった人口は、11 年を経過した平成 27 年度末には 6,757 人と約 2,000 人減少するなど、その減少傾向に歯止めがかからず、ピーク時であった昭和 30 年と比較すると 3 分の 1 以下となっています。

また、高齢化率は 47.57%（平成 27 年 6 月時点）と県内最高で、平成 22 年国勢調査における人口減少率（対平成 17 年国勢調査人口）は 11.9%と、県内で最も少子高齢化、人口減少が顕著に現れている自治体といえます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計手法（コーホート変化率法）を用いた推計によれば、このまま状況が継続すると仮定した場合の本町の人口は、平成 36 年（2024 年）には 5,040 人に減少、平成 52 年（2040 年）には 3,227 人にまで減少するとし、基礎自治体としての存在が危ぶまれる予測がされています。人口減少は下水道料金収入の減少に直結するため、下水道事業経営のさらなる悪化という大きな問題を抱えています。以下に平成 27 年策定の安芸太田町人口ビジョンを示します。

【人口の推移と将来人口推計】

国勢調査人口結果		国立社会保障・人口問題研究所推計					
平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 36 年 (2024 年)	平成 42 年 (2030 年)	平成 47 年 (2035 年)	平成 52 年 (2040 年)
8,238	7,255	6,371	5,605	5,040	4,276	3,723	3,227



『安芸太田町人口ビジョン(平成 27 年 10 月)』より

②下水道ストック（保有資産）の現状

管渠施設の総整備延長は、汚水管が64kmとなっています。汚水管は平成6年度から整備されており、最も古い汚水管は平成28年度末で整備から22年経過しています。

加計地区では平成19年度から加計処理区、筒賀地区では平成13年度から筒賀処理区、戸河内地区では平成13年度から横川処理区、平成18年度から上殿処理区、平成21年度から柴木処理区が供用開始しています。最も供用開始の早い筒賀処理区、横川処理区は平成28年度末で下水道終末処理場の整備から15年経過しています。

③中長期的な視点

今後は、少子高齢化に伴う人口減少、節水志向、施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため経営の悪化が危惧されます。

そのため、次章以降では人口減少や施設・設備の更新コストなどを踏まえた中長期的な収支バランスを検討した下水道経営計画を示します。

第3章 経営の基本方針

『将来世代にわたり清潔・快適・安全な生活環境を、下水道サービスにより提供する。』

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設・設備の老朽化による更新需要の増大により多額の更新費用が必要となるなど、今後の下水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなることが予想されます。

そのため、すべての町民に『将来世代にわたり清潔・快適・安全な生活環境を、下水道サービスにより提供する。』ことを基本理念とし、下記の3つの基本方針のもと、中長期的な基本計画である経営戦略を策定します。

◆清潔・快適・安全な生活の提供

下水道サービスを通じ、住みよい町づくりに貢献します。

◆持続的な下水道サービスの提供

平成29年度に施設の資産調査、平成30年度に長期改修計画を策定予定です。下水道施設の戦略的な維持管理・更新等を通じて、将来世代にわたり下水道サービスを提供します。

◆公共用水域の保全

水路、河川、海洋の水質汚濁を防止し、環境を保全するという下水道の大きな役割を果たすため、処理区域の全加入に向け努めます。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり

(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明

①収支計画のうち投資計画について

■投資の目標に関する事項

特定環境保全公共下水道事業は、既に計画区域全域の整備が完了しているため、計画的な維持管理を行うことを目標とします。

■広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化・最適化の検討はしていません。

■民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI）

PPP/PFI の検討はしていません。

■防災・安全対策に関する事項

計画期間中の事業予定は、ありません。

②収支計画のうち財源について

■財源の目標

一般会計からの繰入金を減らしていくため、使用料収納の徹底とコスト削減に努めます。

■使用料収入の見通しと、使用料の見直しに関して

特定環境保全公共下水道事業は、既に計画区域の整備が完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込めません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれるため、使用料の改定を検討する必要があります。平成 30 年度・平成 34 年度の使用料改定を計画に含めていますが、使用料対象原価の算定などに取り組み、改定時期・改定率を総合的に検討します。

③収支計画のうち投資以外の経費について

■維持管理費に関する事項

処理場、管渠、その他、それぞれにかかる経費の予測より、計画期間中の維持管理費を算出しています。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

■広域化・共同化・最適化に関する事項

計画期間中の実施は計画していませんが、採算性を念頭に置き、本町に見合った取り組みを随時検討します。

■民間活力の活用に関する事項

PPP/PFI 事業の実施は計画していませんが、国や他団体の動向を注視しながら随時検討します。

②今後の財源についての考え方・検討状況

■使用料の見直しに関する事項

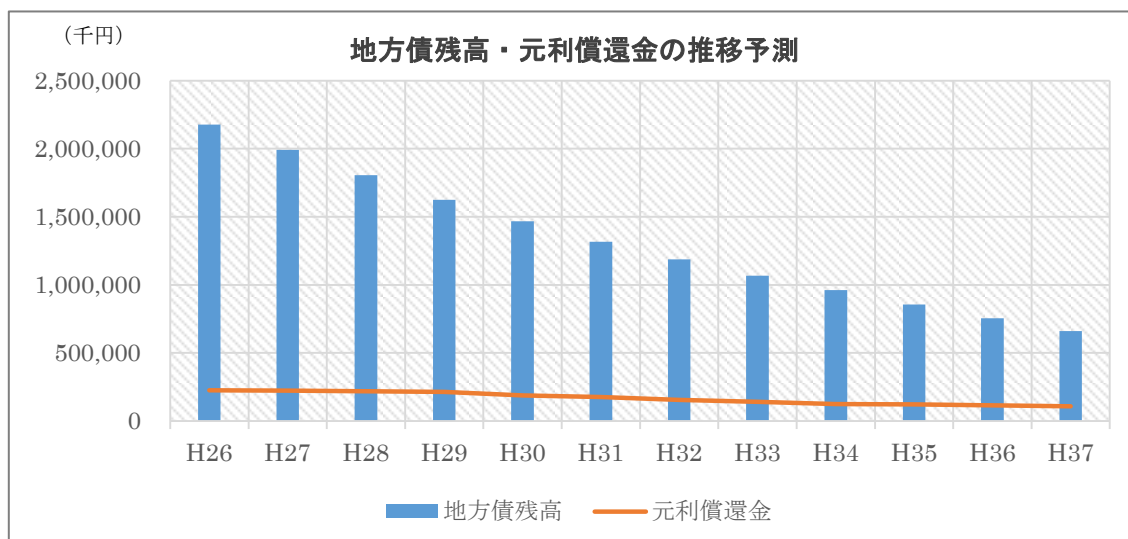
人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、消費増税に伴う改定を含め、4～5年おきの定期的な使用料改定を検討する必要があります。

■資産活用による収入増加の取組について

資産活用による収入増加の取り組みは計画していませんが、採算性を念頭に置き、本町の諸条件に見合った取り組みを随時検討します。

■地方債に関する事項

地方債の元利償還金は、公営企業の経営を圧迫する大きな要因であり、一般会計からの繰入で賄っている状況です。計画期間中の起債予定はなく、計画期間最終年度の地方債残高は、本年度の1/2以下となる見込みです。以下に、地方債残高と元利償還金の推移予測を示します。



③投資以外の経費についての考え方・検討状況

■民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等、PPP/PFI など）

包括的民間委託等、PPP/PFI などは計画していませんが、民間活力の活用などコスト削減につながる取り組みを随時検討します。

■動力費に関する事項

電力自由化など、経費削減につながる取り組みを随時検討します。

■修繕費に関する事項

下水道サービスの安定的な提供とランニングコスト低減のため、計画的な修繕を随時検討・実施します。

■委託費に関する事項

随時業務内容の見直しを行い、業務効率の向上・コスト削減につながる取り組みを随時検討します。

第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

■事後検証

経営戦略の事後検証は、平成26年8月29日付けで総務省より通知されました、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を基に各年度末に行います。

■経営戦略改訂版の策定

下記のスケジュールの基、資産評価、使用料対象原価の算定、料金体系の見直しを行い、経営戦略改訂版の策定に努めます。

◇資産評価等（～平成30年度）





特定環境保全公共下水道事業が保有する資産について、評価を行い現状の把握を行います。これに基づき更新計画等策定します。

◇使用料対象原価の算定（～平成31年度）

資産評価に基づき、地方公営企業の料金原則に沿った適正な使用料対象原価の算定を行います。

◇料金体系の見直し〈検討〉（～平成32年度）

上記の使用料対象原価の算定に基づき、汚水の量及び水質その他使用の態様等に応じた料金体系の見直しを行います。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
資産評価等（更新計画含）					
使用料対象原価の算定					
料金体系の見直し〈検討〉					
経営戦略改訂版の策定					

また、公営企業でありますので、事業経営状況や経営努力等についての情報を公開し、透明性の確保に努めます。

経営比較分析表

経営比較分析表

五島郡 宮本町 業種名 法非雇用 自己資本比率(%) 2 資金不足比率(%) 40.79 特定短期貸付金/地下水道 特定短期貸付金/地下水道 普及率(%) 95.79 19年度に「特定短期貸付金」 3,364 人口(人) 6,807 処置区域人口(人) 2,786 面積(m ²) 341,69 処置区域面積(m ²) 1,53 人口密度(人/km ²) 19.91 処置区域人口密度(人/km ²) 1,807.31

分析欄

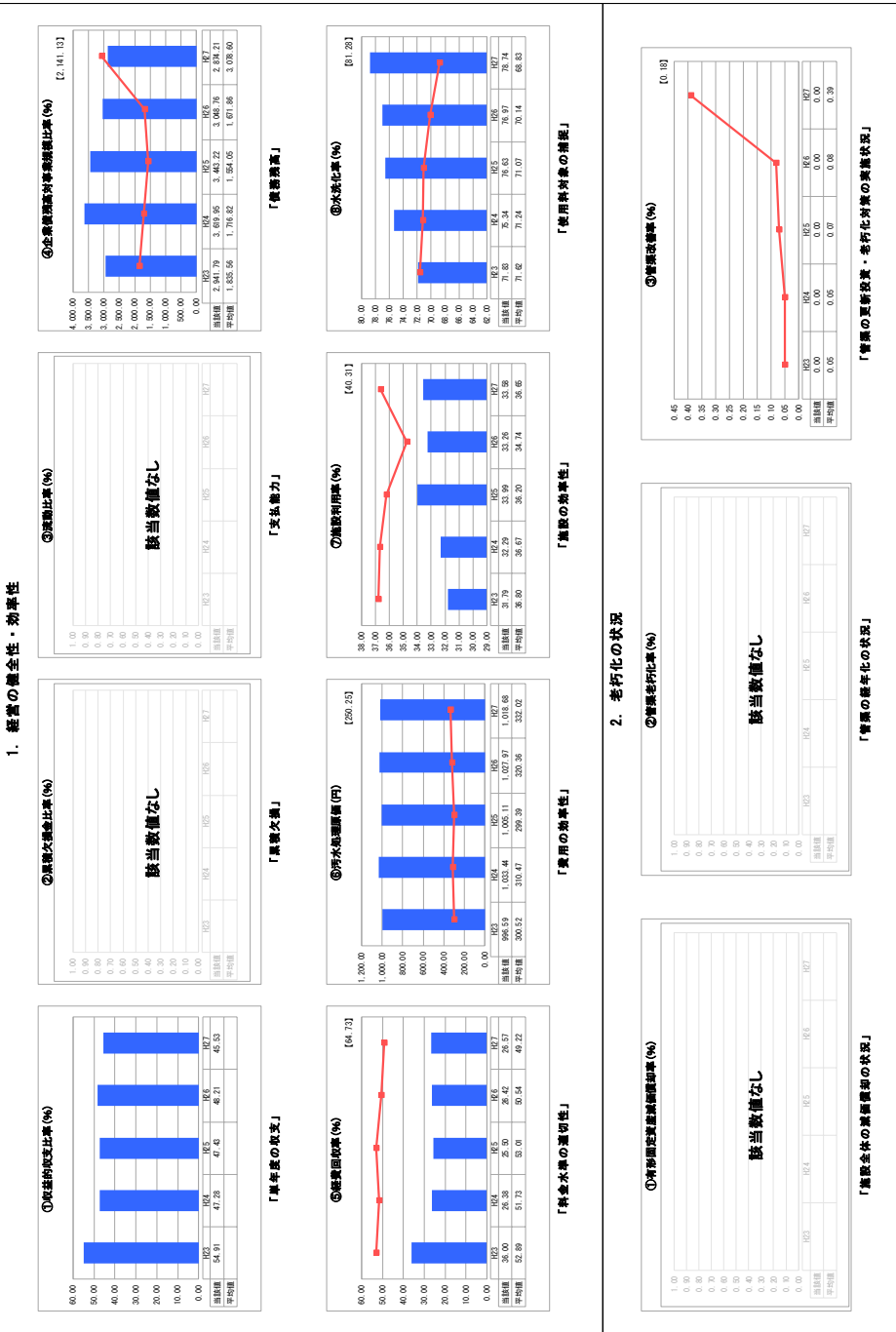
1. 経営の健全性・効率性について
 ①収益的収支比率
 過去5年間に於いて最低の数値(45%)となり赤字経営となっており、地方債償還金が大きな負担となっており早期に経営改善に向けた取組が必要である。必要経費対事業費増減比率
 ②経費回収率
 類似団体に近い値となり、地方債現在高は年々減少している。
 ③経費回収率
 類似団体と比較して約1/2の値となっている。汚水処理費の年々の増加、使用料収入は概算上算上していること、一般委託からの収入に依存していることが分かる。
 ④汚水処理原価
 類似団体より3倍以上上回る値となっている。債務割合が高く年々汚水処理費の増加が原因である。
 ⑤総取用率
 概率的に類似団体を下回る値となっている。各期間高い利用となるが年平均すると低い値となる。
 ⑥水先化率
 類似団体に比べ高い値で推移しており年々増加している。

2. 老朽化の状況について

耐用年数に達しては早急な更新を行っていない。今は計画的な更新計画が必要である。

全体概要

地方債償還金が大きな負担となっている。財政的健全性を確保するためには、地方債償還金の繰入に依存している状況である。先ずは早期に返済計画の策定を行う必要がある。



投資・財政計画（収支計画）

区分	年度	(単位:千円, %)											
		本年度 (決算見込)	前年度 (決算)	前々年度 (決算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収入	1 総収入	160,035	155,992	171,249	154,557	150,811	146,326	141,966	138,135	134,462	131,003	127,987	124,208
	(1) 営業収入	68,970	69,280	67,966	67,285	68,747	67,748	66,788	65,809	67,276	66,306	65,356	64,424
	ア 料受託工事の収入	68,970	69,280	67,966	67,285	68,747	67,748	66,788	65,809	67,276	66,306	65,356	64,424
	イ その他												
	(2) 営業外収入	91,065	86,712	103,283	87,272	82,064	78,578	75,198	72,326	67,186	64,697	62,631	59,784
	ア 他会社計繰入金	90,604	86,483	103,177	87,007	81,799	78,313	74,933	72,061	66,921	64,432	62,366	59,519
	イ その他	461	229	106	265	265	265	265	265	265	265	265	265
	2 総費用	161,769	155,992	171,249	146,206	142,619	139,414	136,306	133,446	130,685	128,025	126,041	122,947
	(1) 営業費用	122,072	113,223	125,005	109,238	108,606	107,967	107,326	106,745	106,159	105,574	105,587	104,392
	ア 職員給与												
イ その他	122,072	113,223	125,005	109,238	108,606	107,967	107,326	106,745	106,159	105,574	105,587	104,392	
(2) 営業外費用	39,697	42,769	46,244	36,968	34,013	31,447	29,980	26,701	24,526	22,451	20,454	18,555	
ア 支払利息	34,988	37,942	40,812	31,979	29,024	26,458	23,991	21,712	19,537	17,462	15,465	13,566	
イ その他	4,709	4,827	5,432	4,989	4,989	4,989	4,989	4,989	4,989	4,989	4,989	4,989	
3 収支差引	△1,734	0	0	8,351	8,192	6,912	5,660	4,669	3,777	2,978	1,946	1,261	
1 資本的収入	187,431	196,000	189,223	171,775	153,871	146,947	128,541	119,237	105,919	105,992	102,189	97,654	
(1) 地方債													
(2) 他会社補助金	184,031	188,517	185,823	171,775	153,871	146,947	128,541	119,237	105,919	105,992	102,189	97,654	
(3) 他会社借入金													
(4) 固定資産売却代金													
(5) 国(都道府県)補助金													
(6) 工事負担金	3,400	7,483	3,400										
(7) その他													
2 資本的支出	184,739	190,068	183,994	182,191	158,008	149,804	130,146	119,871	105,641	104,915	100,080	94,860	
(1) 建設改良費		3,483											
(2) 地方債償還金	184,739	186,585	183,994	182,191	158,008	149,804	130,146	119,871	105,641	104,915	100,080	94,860	
(3) 他会社長期借入金返還金													
(4) 他会社への繰出金													
(5) その他													
3 収支差引	2,692	5,932	5,229	△10,416	△4,137	△2,857	△1,605	△634	278	1,077	2,109	2,794	

団 体 名 : 安芸太田町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

第 1 章 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

安芸太田町は広島都市圏の水源地帯である太田川上流域にあたり、太田川・瀬戸内海をはじめとする公共用水域に及ぼす影響が大きいことから、一般家庭及び各種事業所等から排出される生活雑排水を速やかに処理することで、清潔・快適・安全な生活環境を実現するとともに、公共水域の水質汚濁を防止し環境を保全することを目的として、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業により整備を行っています。

下水道事業をはじめとする公営企業は、地方財政法で料金収入等をもって経営を行う独立採算の原則が定められています。現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しています。

こうした中で、平成 26 年 8 月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定することとなりました。

地域住民に良質な下水道サービスを持続的に提供していくには、現在の本町下水道事業について現状把握を行った上で、中長期的な計画に基づいた運営を行っていく必要があります。そのため、各事業において、今後の経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組めます。

第 2 章 安芸太田町下水道事業の現状と課題

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成 8 年度 供用開始 (供用開始後 20 年経過)
法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 用 の 区 分	法非適用企業
処 理 区 内 人 口 密 度	33.9 人/ha
流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	流域下水道等への接続なし
処 理 区 数	5 区域 殿賀処理区、坂原処理区、井仁処理区、 田ノ尻処理区、戸河内本郷処理区
処 理 場 数	5 箇所
広 域 化 ・ 共 同 化 ・ 最 適 化 実 施 状 況	実施していません。

特定環境保全公共下水道事業は平成 13 年度より供用を開始し、現在は計画区域 153ha 全域の整備が完了しています。農業集落排水事業は平成 8 年度より供用を開始し、現在は計画区域 40ha 全域の整備が完了しています。個別排水処理事業につきましては、現在 47 基の浄化槽が稼動しています。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	本町の使用料は、基本料金と超過料金の合計となります。		
	下記以外の使用者	算定水量	下水道使用料
	基本料金	1ヶ月につき 10m ³ まで	1,814円
	超過料金	10m ³ を超える部分 1m ³ につき	204円
	75歳以上の住民だけで 構成される世帯	算定水量	下水道使用料
	基本料金	1ヶ月につき 10m ³ まで	1,728円
超過料金	10m ³ を超える部分 1m ³ につき	194円	
業務用使用料体系の概要・考え方			
その他の使用料体系の概要・考え方			
条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	平成 27 年度	3,854 円	
	平成 26 年度	3,854 円	
	平成 25 年度	3,744 円	
実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	平成 27 年度	4,455 円	
	平成 26 年度	4,444 円	
	平成 25 年度	4,292 円	

下水道事業をはじめとする公営企業には、事業運営に必要な経費は、事業運営に伴う収入で賄うという原則があり、公営企業としての企業性を発揮し、最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。そのためには、住民の理解を得ながら経営の健全化・効率化に努める必要があります。

下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制などに大別されます。本町の使用料は従量制（10 m³基本使用水量あり）を採用しています。

〈 使用料の課題 〉

下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄う範囲で、使用者に対して公平な負担を求める料金体系であることが基本です。しかし、本町、農業集落排水事業の実体として、使用料単価を汚水処理原価で割った平成 27 年度の経費回収率は 39.31%と極めて低い水準となっています。経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料の適正化が課題であることがわかります。

快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには、経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

③ 組 織

職員数	平成 29 年 3 月 1 日現在、建設課・各支所職員 12 人が下水道事業運営に携わっており、簡易水道事業や他業務も兼任しています。																																																		
事業運営組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役 職</th> <th>年 代</th> <th>建 設 課</th> <th>簡 易 支 所</th> <th>加 計 支 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課 長</td> <td>50～</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 所 長</td> <td>50～</td> <td></td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>50～</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>40～</td> <td></td> <td>1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>40～</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>30～40</td> <td>1人</td> <td></td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>主任主事</td> <td>25～30</td> <td>2人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 事</td> <td>18～</td> <td></td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>6人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	役 職	年 代	建 設 課	簡 易 支 所	加 計 支 所	課 長	50～	1人			支 所 長	50～		1人	1人	主 幹	50～	1人			課長補佐	40～		1人		主 査	40～	1人			主 任	30～40	1人		1人	主任主事	25～30	2人			主 事	18～		1人	1人	合計		6人	3人	3人
役 職	年 代	建 設 課	簡 易 支 所	加 計 支 所																																															
課 長	50～	1人																																																	
支 所 長	50～		1人	1人																																															
主 幹	50～	1人																																																	
課長補佐	40～		1人																																																
主 査	40～	1人																																																	
主 任	30～40	1人		1人																																															
主任主事	25～30	2人																																																	
主 事	18～		1人	1人																																															
合計		6人	3人	3人																																															

〈 事業の課題 〉

農業集落排水事業には、戸河内本郷処理区の水洗化率の低さという課題があります。農業集落排水事業全体の水洗化率は、特定環境保全公共下水道事業と比べると、10%程度水洗化率が高い状況ですが、戸河内本郷処理区の水洗化率は農業集落排水事業の他処理区と比べると低い状況です。加入促進に努め水洗化率の向上を図ります。

・ 処理区ごとの水洗化状況

処理区名	平成 26 年度			平成 27 年度		
	計画区域 内 人 口	水 洗 化 人 口	水 洗 化 率 (%)	計画区域 内 人 口	水 洗 化 人 口	水 洗 化 率 (%)
殿 賀	290	287	99.0	290	287	98.7
坂 原	35	35	100.0	33	33	100.0
井 仁	54	54	100.0	54	54	100.0
田 ノ 尻	46	43	93.5	43	40	93.0
戸河内本郷	895	744	83.1	871	731	83.9
計	1,320	1,163	88.1	1,291	1,145	88.6

(2) 民間活力の活用

①民間活用の状況

■民間委託

処理場維持管理業務、マンホールポンプ維持管理業務、水質計測機器保守点検業務、汚泥脱水業務、汚泥収集運搬業務、消防設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務等を民間委託しています。

■指定管理者制度

指定管理者制度は実施していません。

■PPP/PFI

PPP/PFI は実施していません。

②資産活用の状況

■エネルギー利用

採算性の観点より、本町の人口的・処理規模的・地理的条件では、投資に見合う収益の確保が難しいと判断し、下水道熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。

■土地・施設等利用

採算性の観点より、本町の人口・地理的条件では、投資に見合う収益の確保が難しいと判断し、未利用土地・施設の活用等の土地・施設等利用は行っていません。

(3) 経営比較分析表を用いた現状分析

平成 28 年度に策定・公表した、平成 27 年度決算「経営比較分析表」(別紙①)を添付しています。

経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

国の巨額な債務、人口減少、景気低迷など、本町をはじめ日本全国の地方公共団体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

①人口減少

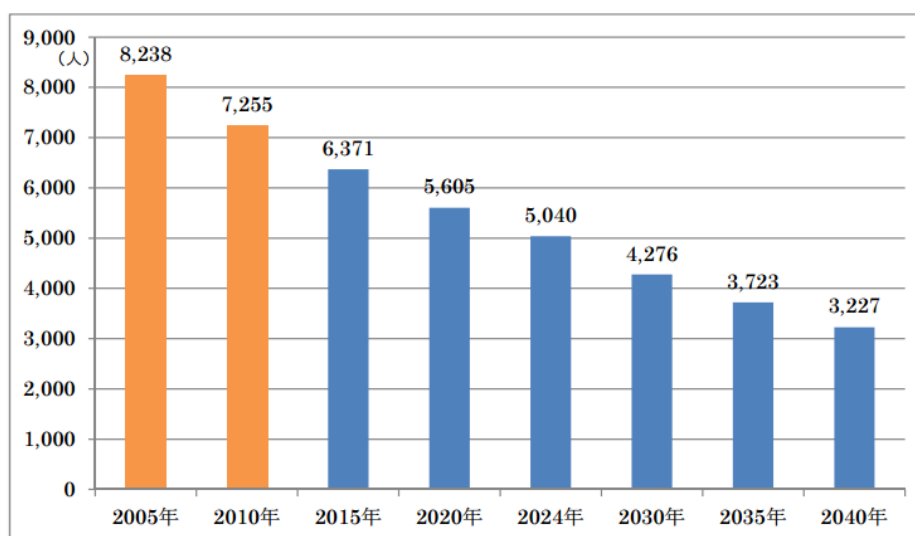
本町は、平成 16 年に山県郡加計町、筒賀村、戸河内町の 3 町村の合併により誕生しました。合併当初 8,784 人であった人口は、11 年を経過した平成 27 年度末には 6,757 人と約 2,000 人減少するなど、その減少傾向に歯止めがかからず、ピーク時であった昭和 30 年と比較すると 3 分の 1 以下となっています。

また、高齢化率は 47.57%（平成 27 年 6 月時点）と県内最高で、平成 22 年国勢調査における人口減少率（対平成 17 年国勢調査人口）は 11.9%と、県内で最も少子高齢化、人口減少が顕著に現れている自治体といえます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計手法（コーホート変化率法）を用いた推計によれば、このまま状況が継続すると仮定した場合の本町の人口は、平成 36 年（2024 年）には 5,040 人に減少、平成 52 年（2040 年）には 3,227 人にまで減少するとし、基礎自治体としての存在が危ぶまれる予測がされています。人口減少は下水道料金収入の減少に直結するため、下水道事業経営のさらなる悪化という大きな問題を抱えています。以下に平成 27 年策定の安芸太田町人口ビジョンを示します。

【人口の推移と将来人口推計】

国勢調査人口結果		国立社会保障・人口問題研究所推計					
平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 36 年 (2024 年)	平成 42 年 (2030 年)	平成 47 年 (2035 年)	平成 52 年 (2040 年)
8,238	7,255	6,371	5,605	5,040	4,276	3,723	3,227



『安芸太田町人口ビジョン(平成 27 年 10 月)』より

②下水道ストック（保有資産）の現状

管渠施設の総整備延長は、汚水管が 32km となっています。汚水管は平成 3 年度から整備されており、最も古い汚水管は平成 28 年度末で整備から 25 年経過しています。

加計地区では平成 8 年度から殿賀処理区、筒賀地区では平成 9 年度から坂原・井仁・田ノ尻の 3 処理区、戸河内地区では平成 12 年度から本郷処理区が供用開始しています。最も供用開始の早い殿賀処理区は平成 28 年度末で下水道終末処理場の整備から 15 年経過しています。

③中長期的な視点

今後は、少子高齢化に伴う人口減少、節水志向、施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため経営の悪化が危惧されます。

そのため、次章以降では人口減少や施設・設備の更新コストなどを踏まえた中長期的な収支バランスを検討した下水道経営計画を示します。

第 3 章 経営の基本方針

『将来世代にわたり清潔・快適・安全な生活環境を、下水道サービスにより提供する。』

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設・設備の老朽化による更新需要の増大により多額の更新費用が必要となるなど、今後の下水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなることが予想されます。

そのため、すべての町民に『将来世代にわたり清潔・快適・安全な生活環境を、下水道サービスにより提供する。』ことを基本理念とし、下記の 3 つの基本方針のもと、中長期的な基本計画である経営戦略を策定します。

◆清潔・快適・安全な生活の提供

下水道サービスを通じ、住みよい町づくりに貢献します。

◆持続的な下水道サービスの提供

平成 27 年度に最適整備構想策定済であり、今後はこれを元に事業計画を行い施設の長寿命化対策を実施します。下水道施設の戦略的な維持管理・更新等を通じて、将来世代にわたり下水道サービスを提供します。

◆公共用水域の保全

水路、河川、海洋の水質汚濁を防止し、環境を保全するという下水道の大きな役割を果たすため、処理区域の全加入に向け努めます。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり

(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明

①収支計画のうち投資計画について

■投資の目標に関する事項

農業集落排水事業は、既に計画区域全域の整備が完了しているため、計画的な維持管理を行うことを目標とします。

■広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化・最適化の検討はしていません。

■民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI）

PPP/PFI の検討はしていません。

■防災・安全対策に関する事項

計画期間中の事業予定はありません。

②収支計画のうち財源について

■財源の目標

一般会計からの繰入金を減らしていくため、使用料収納の徹底とコスト削減に努めます。

■使用料収入の見通しと、使用料の見直しに関して

農業集落排水事業は、既に計画区域の整備が完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込めません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれるため、使用料の改定を検討する必要があります。平成30年度・平成34年度の使用料改定を計画に含めていますが、使用料対象原価の算定などに取り組み、改定時期・改定率を総合的に検討します。

③収支計画のうち投資以外の経費について

■職員給与費に関する事項

農業集落排水事業において、職員給与費の計上はありません。

■動力費に関する事項

過去5年間の伸び率の平均をもとに、計画期間中の費用を算出しました。

■光熱水費に関する事項

過去5年間の平均をもとに、計画期間中の費用を算出しました。

■通信運搬費に関する事項

過去5年間の伸び率の平均をもとに、計画期間中の費用を算出しました。

■修繕費に関する事項

過去5年間の平均をもとに、計画期間中の費用を算出しました。

■路面復旧費に関する事項

過去5年間の平均をもとに、計画期間中の費用を算出しました。

■委託費に関する事項

過去5年間の平均をもとに、計画期間中の費用を算出しました。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

■広域化・共同化・最適化に関する事項

計画期間中の実施は計画していませんが、採算性を念頭に置き、本町に見合った取り組みを随時検討します。

■民間活力の活用に関する事項

PPP/PFI 事業の実施は計画していませんが、国や他団体の動向を注視しながら随時検討します。

②今後の財源についての考え方・検討状況

■使用料の見直しに関する事項

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、消費増税に伴う改定を含め、4～5年おきの定期的な使用料改定を検討する必要があります。

■資産活用による収入増加の取組について

資産活用による収入増加の取り組みは計画していませんが、採算性を念頭に置き、本町の諸条件に見合った取り組みを随時検討します。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

■民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等、PPP/PFI など）

包括的民間委託等、PPP/PFIなどは計画していませんが、民間活力の活用などコスト削減につながる取り組みを随時検討します。

■動力費に関する事項

電力自由化など、経費削減につながる取り組みを随時検討します。

■修繕費に関する事項

下水道サービスの安定的な提供とランニングコスト低減のため、計画的な修繕を随時検討・実施します。

■委託費に関する事項

随時業務内容の見直しを行い、業務効率の向上・コスト削減につながる取り組みを随時検討します。

第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

■事後検証

経営戦略の事後検証は、平成26年8月29日付けで総務省より通知されました、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を基に各年度末に行います。

■経営戦略改訂版の策定

下記のスケジュールの基、資産評価、使用料対象原価の算定、料金体系の見直しを行い、経営戦略改訂版の策定に努めます。

◇資産評価等（～平成30年度）

農業集落排水事業が保有する資産について、評価を行い現状の把握を行います。これに基づき更新計画等策定します。

◇使用料対象原価の算定（～平成31年度）

資産評価に基づき、地方公営企業の料金原則に沿った適正な使用料対象原価の算定を行います。

◇料金体系の見直し〈検討〉（～平成32年度）

上記の使用料対象原価の算定に基づき、汚水の量及び水質その他使用の態様等に応じた料金体系の見直しを行います。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
資産評価等（更新計画含）	→				
使用料対象原価の算定			→		
料金体系の見直し〈検討〉				→	
経営戦略改訂版の策定					→

また、公営企業でありますので、事業経営状況や経営努力等についての情報を公開し、透明性の確保に努めます。

経営比較分析表

経営比較分析表

広島県 安芸太田町	事業名	業種区分	人口(人)	面積(㎡)	人口密度(人/㎡)
法非適用	下水道事業	F2	6,807	341.89	19.91
貸与不足比率(%)	自己資本充足比率(%)	有収率(%)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(㎡)	処理区域内人口密度(人/㎡)
-	該当数値なし	85.03	1,357	0.40	3,392.50
			1,720㎡以上の処理区域(円)		
			3,854		

グラフ例

- 当年度実績(当年度)
- 前年度実績(平均値)
- 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率 収益的収支比率は、経費削減の抑制により増加し、一方で、新たな改善され、減少傾向にある。しかしながら、過剰な少子高齢化による人口減少が、処理区域の減少から料金徴収等を経営改善に向けた取組が必要となる。

②企業価値対事業利益比率 処理区域内の人口増加により、人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。また、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。今後、引き続き、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。

③水処理原価 処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。また、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。

④水処理原価対事業利益比率 処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。また、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。

⑤水処理原価対事業利益比率 処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。また、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。

⑥水処理原価対事業利益比率 処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。また、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。

⑦水処理原価対事業利益比率 処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。また、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。

⑧水処理原価対事業利益比率 処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。また、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。

⑨水処理原価対事業利益比率 処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。また、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。

⑩水処理原価対事業利益比率 処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。また、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。

2. 老朽化の状況について

①汚水処理原価増加倍率(%) 汚水処理原価増加倍率は、汚水処理原価の増加率を示している。汚水処理原価の増加率は、汚水処理原価の増加率を示している。汚水処理原価の増加率は、汚水処理原価の増加率を示している。

②浄水原価増加倍率(%) 浄水原価増加倍率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。

③浄水原価増加倍率(%) 浄水原価増加倍率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。

④浄水原価増加倍率(%) 浄水原価増加倍率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。

⑤浄水原価増加倍率(%) 浄水原価増加倍率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。

⑥浄水原価増加倍率(%) 浄水原価増加倍率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。

⑦浄水原価増加倍率(%) 浄水原価増加倍率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。

⑧浄水原価増加倍率(%) 浄水原価増加倍率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。

⑨浄水原価増加倍率(%) 浄水原価増加倍率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。

⑩浄水原価増加倍率(%) 浄水原価増加倍率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。

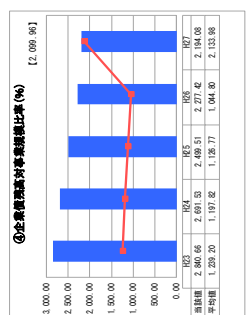
全体総括

収益的収支比率は年々改善されているが、経費削減の抑制により増加し、一方で、新たな改善され、減少傾向にある。しかしながら、過剰な少子高齢化による人口減少が、処理区域の減少から料金徴収等を経営改善に向けた取組が必要となる。

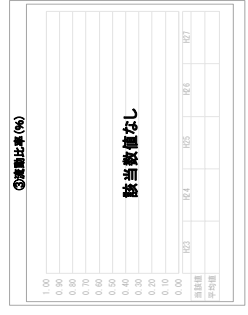
処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。また、処理区域の人口増加に伴って、処理区域の面積も増加している。

汚水処理原価増加倍率は、汚水処理原価の増加率を示している。汚水処理原価の増加率は、汚水処理原価の増加率を示している。汚水処理原価の増加率は、汚水処理原価の増加率を示している。

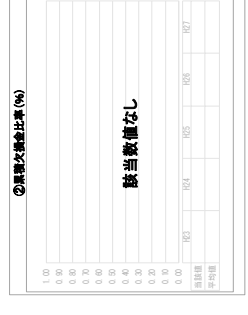
浄水原価増加倍率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。浄水原価の増加率は、浄水原価の増加率を示している。



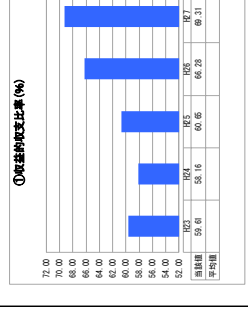
「償還率」



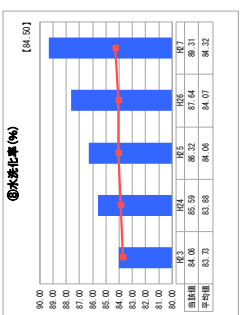
「水供給率」



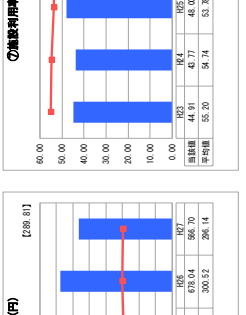
「償還率」



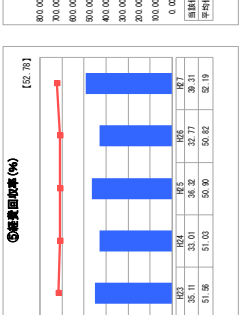
「償還率」



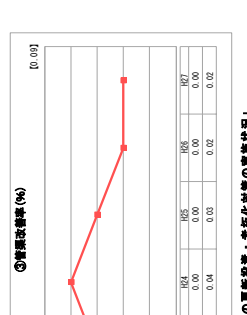
「償還率」



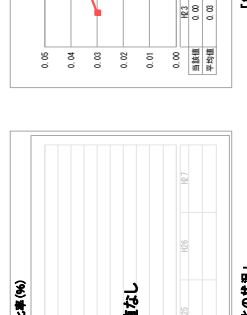
「償還率」



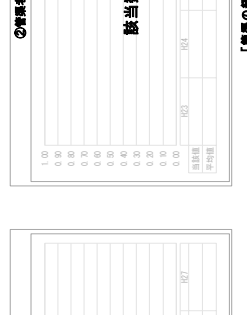
「償還率」



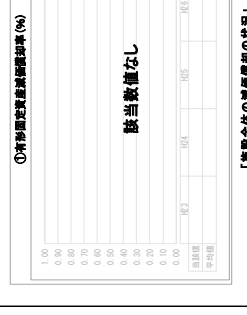
「償還率」



「償還率」



「償還率」



「償還率」

投資・財政計画（収支計画）

区 分	年 度	(単位:千円, %)												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
収益的収入	1 総 収 益 (A)	87,380	76,715	67,390	68,314	66,655	65,072	63,442	61,774	60,021	58,354	56,423	54,989	
	(1) 営 業 収 益 (B)	29,075	28,904	28,550	29,004	29,555	28,673	27,806	26,907	26,599	26,419	25,473	24,587	
	ア 料 金 収 入	29,075	28,904	28,550	29,004	29,555	28,673	27,806	26,907	26,599	26,419	25,473	24,587	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ その他													
収益的支出	(2) 営 業 外 収 益	58,305	47,811	38,840	39,310	37,100	36,399	35,636	34,867	33,422	31,935	30,950	30,412	
	ア 他 会 計 繰 入 金	48,804	43,309	38,816	39,310	37,100	36,399	35,636	34,867	33,422	31,935	30,950	30,412	
	イ その他	9,501	4,502	24										
	エ 費 用 (D)	86,659	64,497	77,488	66,008	64,726	63,408	62,059	60,694	59,214	57,923	56,286	55,328	
	1 総 業 務 費 用 (E)	72,083	50,726	63,650	52,407	52,361	52,317	52,275	52,234	52,195	52,158	52,122	52,088	
資本的収入	ア 職 員 給 与 費													
	イ その他													
	(2) 営 業 外 費 用 (F)	14,576	13,771	13,838	13,601	12,385	11,091	9,784	8,460	7,019	5,765	4,164	3,240	
	ア 支 払 利 息	14,153	13,132	13,167	13,024	11,788	10,514	9,207	7,863	6,442	5,188	3,587	2,663	
	イ その他	423	639	671	577	577	577	577	577	577	577	577	577	
3 収 支 差 引 (A)-(D)	721	12,218	-10,098	2,306	1,929	1,664	1,383	1,080	807	431	137	-329		
資本的支出	1 資 本 的 収 入 (F)	45,169	38,660	58,945	54,815	52,932	54,471	71,995	58,090	65,437	53,379	51,491	46,672	
	(1) 地 方 債			1,900	1,900			8,100	700	4,200				
	(2) 他 会 計 補 助 金	44,369	38,060	58,145	50,215	52,132	53,671	54,995	55,890	56,237	52,579	50,691	45,872	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金				1,900			8,100	700	4,200				
	(6) 工 事 費 担 当 金	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	
(7) そ の 他														
2 資 本 的 支 出 (G)	45,169	46,190	50,926	55,687	52,954	54,228	71,471	57,263	64,337	51,903	49,721	44,436		
(1) 建 設 改 良 費			3,969				16,201	1,545	8,423				185	
(2) 地 方 債 借 入 金 返 還 金 (H)	46,169	46,190	50,926	51,718	52,954	54,228	55,270	55,718	55,914	51,903	49,721	44,251		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G)	0	-7,530	8019	-872	-92	243	524	827	1,100	1,476	1,770	2,236		

収支再差引	(E)+(I)	(J)	721	4688	-2,079	1,434	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907
積立金		(K)	2,012	1,085	2,624	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907
前年度からの繰越金		(L)	4,000	2,129	5,176	473	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金		(M)																
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	2,709	5,732	473	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)																	
実収支	(N)-(O)	(P)	2,709	5,732	473	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	(Q)																
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	(A)	663	693	52.5	58.0	56.6	55.3	54.1	53.1	52.1	53.1	53.1	53.1	53.2	53.2	53.2	55.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)																	
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	(S)	29,075	29,904	29,550	29,004	29,555	28,673	27,806	26,907	26,599	26,419	25,473	24,587				
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$	(T)																
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(U)																	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(V)		29,075	29,904	29,550	29,004	29,555	28,673	27,806	26,907	26,599	26,419	25,473	24,587				
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$	(W)																
健全化法第22条により算定した資金不足比率		(X)																
他会計借入金残高	(W)		680,388	634,178	563,252	533,434	480,480	426,252	379,082	324,064	272,350	220,447	170,726	126,475				
他会計借入金残高	(X)																	
他会計繰入金																		
区分	年度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度				
収益的収支分			48,804	43,309	38,816	39,310	37,100	36,399	35,636	34,867	33,422	31,935	30,950	30,412				
			うち基準内繰入金	48,804	43,309	38,816	39,310	37,100	35,636	34,867	33,422	31,935	30,950	30,412				
			うち基準外繰入金															
資本的収支分			44,369	38,080	58,145	50,215	52,132	53,671	54,995	55,890	56,237	52,579	50,691	45,872				
			うち基準内繰入金	18,208	18,710	25,610	26,228	26,863	27,518	28,058	28,302	28,094	24,860	22,125				
			うち基準外繰入金	26,161	19,350	32,535	23,987	25,269	26,153	27,838	27,935	24,485	25,831	23,747				
合計			93,173	81,389	96,961	89,525	89,232	90,070	90,631	90,757	89,659	84,514	81,641	76,294				

団 体 名 : 安芸太田町

事 業 名 : 個別排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

第 1 章 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

安芸太田町は広島都市圏の水源地帯である太田川上流域にあたり、太田川・瀬戸内海をはじめとする公共用水域に及ぼす影響が大きいことから、一般家庭及び各種事業所等から排出される生活雑排水を速やかに処理することで、清潔・快適・安全な生活環境を実現するとともに、公共水域の水質汚濁を防止し環境を保全することを目的として、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業により整備を行っています。

下水道事業をはじめとする公営企業は、地方財政法で料金収入等をもって経営を行う独立採算の原則が定められています。現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しています。

こうした中で、平成 26 年 8 月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定することとなりました。

地域住民に良質な下水道サービスを持続的に提供していくには、現在の本町下水道事業について現状把握を行った上で、中長期的な計画に基づいた運営を行っていく必要があります。そのため、各事業において、今後の経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

第 2 章 安芸太田町下水道事業の現状と課題

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成 11 年度 供用開始 (供用開始後 17 年経過)
法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 用 の 区 分	法非適用企業
浄 化 槽 設 置 基 数	47 基

特定環境保全公共下水道事業は平成 13 年度より供用を開始し、現在は計画区域 153ha 全域の整備が完了しています。農業集落排水事業は平成 8 年度より供用を開始し、現在は計画区域 40ha 全域の整備が完了しています。個別排水処理事業につきましては、現在 47 基の浄化槽が稼動しています。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	本町の使用料は、基本料金と超過料金の合計となります。		
	下記以外の使用者	算定水量	下水道使用料
	基本料金	1ヶ月につき 10m ³ まで	1,814円
	超過料金	10m ³ を超える部分 1m ³ につき	204円
業務用使用料体系の概要・考え方	75歳以上の住民だけで構成される世帯	算定水量	下水道使用料
	基本料金	1ヶ月につき 10m ³ まで	1,728円
	超過料金	10m ³ を超える部分 1m ³ につき	194円
	条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	平成 27 年度	3,854 円
実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	平成 26 年度	3,854 円	
	平成 25 年度	3,744 円	
	平成 27 年度	5,079 円	
	平成 26 年度	4,864 円	
	平成 25 年度	4,785 円	

下水道事業をはじめとする公営企業には、事業運営に必要な経費は、事業運営に伴う収入で賄うという原則があり、公営企業としての企業性を発揮し、最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。そのためには、住民の理解を得ながら経営の健全化・効率化に努める必要があります。

〈 使用料の課題 〉

下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄う範囲で、使用者に対して公平な負担を求める料金体系であることが基本です。しかし、本町、個別排水処理事業の実体として、使用料単価を汚水処理原価で割った平成 27 年度の経費回収率は 25.31%と極めて低い水準となっています。経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料の適正化が課題であることがわかります。

快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには、経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

③ 組織

職員数	平成 29 年 3 月 1 日現在、建設課・各支所職員 12 人が下水道事業運営に携わっており、簡易水道事業や他業務も兼任しています。																																																		
事業運営組織	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">役 職</th> <th style="width: 10%;">年 代</th> <th style="width: 15%;">建 設 課</th> <th style="width: 15%;">簡 賀 支 所</th> <th style="width: 10%;">加 計 支 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課 長</td> <td>50～</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 所 長</td> <td>50～</td> <td></td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>50～</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>40～</td> <td></td> <td>1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>40～</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>30～40</td> <td>1人</td> <td></td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>主任主事</td> <td>25～30</td> <td>2人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 事</td> <td>18～</td> <td></td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>6人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	役 職	年 代	建 設 課	簡 賀 支 所	加 計 支 所	課 長	50～	1人			支 所 長	50～		1人	1人	主 幹	50～	1人			課長補佐	40～		1人		主 査	40～	1人			主 任	30～40	1人		1人	主任主事	25～30	2人			主 事	18～		1人	1人	合計		6人	3人	3人
役 職	年 代	建 設 課	簡 賀 支 所	加 計 支 所																																															
課 長	50～	1人																																																	
支 所 長	50～		1人	1人																																															
主 幹	50～	1人																																																	
課長補佐	40～		1人																																																
主 査	40～	1人																																																	
主 任	30～40	1人		1人																																															
主任主事	25～30	2人																																																	
主 事	18～		1人	1人																																															
合計		6人	3人	3人																																															

(2) 民間活力の活用

①民間活用の状況

■民間委託

浄化槽保守点検業務を民間委託しています。

■指定管理者制度・PPP/PFI は実施していません。

実施していません。

②資産活用の状況

■エネルギー利用

採算性の観点より、本町の人口的・処理規模的・地理的条件では、投資に見合う収益の確保が難しいと判断し、下水道熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。

■土地・施設等利用

採算性の観点より、本町の人口・地理的条件では、投資に見合う収益の確保が難しいと判断し、未利用土地・施設の活用等の土地・施設等利用は行っていません。

(3) 経営比較分析表を用いた現状分析

平成 28 年度に策定・公表した、平成 27 年度決算「経営比較分析表」(別紙①)を添付しています。

経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

国の巨額な債務、人口減少、景気低迷など、本町をはじめ日本全国の地方公共団体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

①人口減少

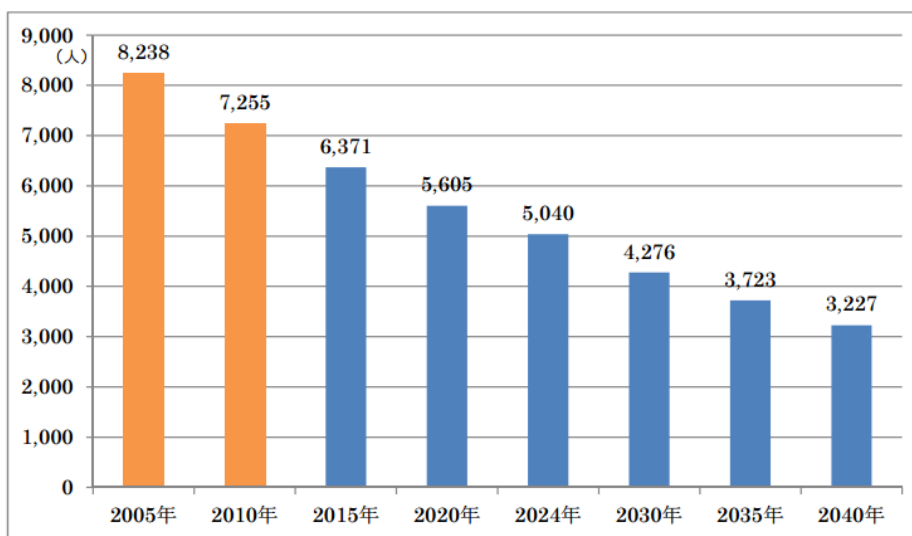
本町は、平成 16 年に山県郡加計町、筒賀村、戸河内町の 3 町村の合併により誕生しました。合併当初 8,784 人であった人口は、11 年を経過した平成 27 年度末には 6,757 人と約 2,000 人減少するなど、その減少傾向に歯止めがかからず、ピーク時であった昭和 30 年と比較すると 3 分の 1 以下となっています。

また、高齢化率は 47.57%（平成 27 年 6 月時点）と県内最高で、平成 22 年国勢調査における人口減少率（対平成 17 年国勢調査人口）は 11.9%と、県内で最も少子高齢化、人口減少が顕著に現れている自治体といえます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計手法（コーホート変化率法）を用いた推計によれば、このまま状況が継続すると仮定した場合の本町の人口は、平成 36 年（2024 年）には 5,040 人に減少、平成 52 年（2040 年）には 3,227 人にまで減少するとし、基礎自治体としての存在が危ぶまれる予測がされています。人口減少は下水道料金収入の減少に直結するため、下水道事業経営のさらなる悪化という大きな問題を抱えています。以下に平成 27 年策定の安芸太田町人口ビジョンを示します。

【人口の推移と将来人口推計】

国勢調査人口結果		国立社会保障・人口問題研究所推計					
平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 36 年 (2024 年)	平成 42 年 (2030 年)	平成 47 年 (2035 年)	平成 52 年 (2040 年)
8,238	7,255	6,371	5,605	5,040	4,276	3,723	3,227



『安芸太田町人口ビジョン(平成 27 年 10 月)』より

②中長期的な視点

今後は、少子高齢化に伴う人口減少、節水志向、施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため経営の悪化が危惧されます。

そのため、次章以降では人口減少や施設・設備の更新コストなどを踏まえた中長期的な収支バランスを検討した下水道経営計画を示します。

第3章 経営の基本方針

『将来世代にわたり清潔・快適・安全な生活環境を、下水道サービスにより提供する。』

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設・設備の老朽化による更新需要の増大により多額の更新費用が必要となるなど、今後の下水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなることが予想されます。

そのため、すべての町民に『将来世代にわたり清潔・快適・安全な生活環境を、下水道サービスにより提供する。』ことを基本理念とし、下記の3つの基本方針のもと、中長期的な基本計画である経営戦略を策定します。

◆清潔・快適・安全な生活の提供

下水道サービスを通じ、住みよい町づくりに貢献します。

◆持続的な下水道サービスの提供

適正な事業計画・財政計画を基に経営を行い、下水道施設の戦略的な維持管理・更新等を通じて、将来世代にわたり下水道サービスを提供します。

◆公共用水域の保全

水路、河川、海洋の水質汚濁を防止し、環境を保全するという下水道の大きな役割を果たすため、処理区域の全加入に向け努めます。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり

(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明

①収支計画のうち投資計画について

■投資の目標に関する事項

計画的な維持管理を行うことを目標とします。

■民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI）

PPP/PFI の検討はしていません。

②収支計画のうち財源について

■財源の目標

一般会計からの繰入金を減らしていくため、使用料収納の徹底とコスト削減に努めます。

■使用料収入の見通しと、使用料の見直しに関して

人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれるため、平成30年度・平成34年度の使用料改定を計画しています。

③収支計画のうち投資以外の経費について

■職員給与費に関する事項

個別排水処理事業において、職員給与費の計上はありません。

■動力費に関する事項

過去5年間の動力費の平均をもとに、計画期間中の費用を算出しました。

■修繕費に関する事項

過去5年間の修繕費の平均をもとに、計画期間中の費用を算出しました。

■委託費に関する事項

過去5年間の委託費伸び率の平均をもとに、計画期間中の費用を算出しました。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

■広域化・共同化・最適化に関する事項

計画期間中の実施は計画していませんが、採算性を念頭に置き、本町に見合った取り組みを随時検討します。

■民間活力の活用に関する事項

PPP/PFI 事業の実施は計画していませんが、国や他団体の動向を注視しながら随時検討します。

②今後の財源についての考え方・検討状況

■使用料の見直しに関する事項

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、消費増税に伴う改定を含め、4～5年おきの定期的な使用料改定を検討する必要があります。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

■民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等、PPP/PFI など）

包括的民間委託等、PPP/PFI などは計画していませんが、民間活力の活用などコスト削減につながる取り組みを随時検討します。

■動力費に関する事項

電力自由化など、経費削減につながる取り組みを随時検討します。

■修繕費に関する事項

下水道サービスの安定的な提供とランニングコスト低減のため、計画的な修繕を随時検討・実施します。

■委託費に関する事項

随時業務内容の見直しを行い、業務効率の向上・コスト削減につながる取り組みを随時検討します。

第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

■事後検証

経営戦略の事後検証は、平成26年8月29日付けで総務省より通知されました、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を基に各年度末に行います。

■経営戦略改訂版の策定

下記のスケジュールの基、資産評価、使用料対象原価の算定、料金体系の見直しを行い、経営戦略改訂版の策定に努めます。

◇資産評価（～平成30年度）

個別排水処理事業が保有する資産について、評価を行い現状の把握を行います。

◇使用料対象原価の算定（～平成31年度）

資産評価に基づき、地方公営企業の料金原則に沿った適正な使用料対象原価の算定を行います。

◇料金体系の見直し〈検討〉（～平成32年度）

上記の使用料対象原価の算定に基づき、汚水の量及び水質その他使用の態様等に応じた料金体系の見直しを行います。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
資産評価					
使用料対象原価の算定					
料金体系の見直し〈検討〉					
経営戦略改訂版の策定					

また、公営企業でありますので、事業経営状況や経営努力等についての情報を公開し、透明性の確保に努めます。

経営比較分析表

経営比較分析表

広島県 安芸太田町		事業名		事業名		人口(人)		面積(m ²)		人口密度(人/㎡)	
法人適用	法非適用	下水処理業	特別排水処理	人口(人)	6,807	面積(m ²)	341,819	人口密度(人/㎡)	19.91	事業区域内人口(人)	6,807
運営不足比率(%)	自己資本比率(%)	自己資本比率(%)	普及率(%)	事業区域内人口(人)	112	事業区域内人口(人)	0.03	事業区域内人口密度(人/㎡)	3,735.33	事業区域内人口密度(人/㎡)	19.91
-	-	該当数値なし	1.06	15m ² 以上事業割合(%)	3.854	事業区域内人口(人)	0.03	事業区域内人口密度(人/㎡)	3,735.33	事業区域内人口密度(人/㎡)	19.91
			1.06		3.854						

1. 経営の健全性・効率性

①収益的増収比率

項目	R3	R4	R5	R6	R7
当団体	45.92	52.20	64.12	72.92	65.49
平均値	103	104	105	106	107

②黒字化率

該当数値なし

③流動比率

該当数値なし

④企業債務対等償還比率

項目	R3	R4	R5	R6	R7
当団体	3,671.85	3,526.16	3,634.00	3,240.00	3,312.74
平均値	884.95	882.78	892.29	701.33	1,628.36

2. 老朽化の状況について

⑤排水処理原価

項目	R3	R4	R5	R6	R7
当団体	1,059.34	929.12	890.83	1,245.00	1,003.57
平均値	297.51	275.65	272.66	277.23	275.15

⑥氷水化率

項目	R3	R4	R5	R6	R7
当団体	100.00	91.54	90.48	89.74	91.96
平均値	74.29	72.31	71.76	68.94	64.69

分析値

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的増収比率
最近5年間で平均約60%と赤字経営になっていない。地方債償還率が高くない負担となっている。

②企業債務対等償還比率
当団体の2倍の重さとなっている。早期に削減が必要である。

③流動比率と比較して約1/2の値となっている。早期に資金回収等経営改善に取組む必要がある。

④排水処理原価
当団体よりも3倍以上上回る値となっている。地方債償還率が高くない負担となっている。

⑤排水処理原価
当団体に近い値となり、90%で推移している。過剰な削減による人口減少による自然減が原因である。

2. 老朽化の状況について

使用開始後10年以上、各種設備の保守・点検は定期的に行っているが老朽化は否定的な管理運営姿勢に対応している状況である。早期に計画的な更新計画を作成する必要がある。

1. 経営の健全性・効率性

①収益的増収比率

項目	R3	R4	R5	R6	R7
当団体	45.92	52.20	64.12	72.92	65.49
平均値	103	104	105	106	107

②黒字化率

該当数値なし

③流動比率

該当数値なし

④企業債務対等償還比率

項目	R3	R4	R5	R6	R7
当団体	3,671.85	3,526.16	3,634.00	3,240.00	3,312.74
平均値	884.95	882.78	892.29	701.33	1,628.36

2. 老朽化の状況

⑤排水処理原価

項目	R3	R4	R5	R6	R7
当団体	1,059.34	929.12	890.83	1,245.00	1,003.57
平均値	297.51	275.65	272.66	277.23	275.15

⑥氷水化率

項目	R3	R4	R5	R6	R7
当団体	100.00	91.54	90.48	89.74	91.96
平均値	74.29	72.31	71.76	68.94	64.69

全体解説

収益的増収比率が約60%、経費削減率23%と低い。また、企業債務対等償還比率が約2倍である。適正な資金収支を早期に行う必要がある。

41

投資・財政計画（収支計画）

区分	年度	前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度 （決算見込）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	(単位:千円,%)		
														平成36年度	平成37年度	
収益的収入	1 総収入		9,570	6,865	7,244	7,198	7,151	7,104	7,055	7,007	6,956	6,904	6,851			
	(1) 営業収入		1,948	1,852	1,787	1,746	1,685	1,626	1,569	1,569	1,533	1,479	1,427			
	ア 料収入		1,948	1,852	1,787	1,746	1,685	1,626	1,569	1,569	1,533	1,479	1,427			
	イ 受託工事収入															
	ウ その他収入															
	(2) 営業外収入		7,622	5,013	5,501	5,452	5,466	5,478	5,486	5,418	5,423	5,425	5,424			
	ア 他会社計繰入金		7,622	5,013	5,501	5,520	5,452	5,466	5,478	5,486	5,418	5,423	5,425	5,424		
	イ その他収入															
	2 総費用		9,570	8,355	7,288	7,244	7,198	7,151	7,104	7,055	7,007	6,956	6,904	6,851		
	(1) 営業費用		8,355	5,714	6,202	6,223	6,245	6,267	6,289	6,311	6,334	6,357	6,380	6,403		
ア 職員給与																
イ うち退職手当																
イ その他費用		8,355	5,714	6,202	6,223	6,245	6,267	6,289	6,311	6,334	6,357	6,380	6,403			
(2) 営業外費用		1,215	1,151	1,086	1,021	953	884	815	744	673	599	524	448			
ア 支払利息		1,215	1,151	1,086	1,021	953	884	815	744	673	599	524	448			
イ うち一時借入金利息																
イ その他費用																
3 収支差引		(A)-(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的収入	1 資本的収入		3,554	3,618	3,749	3,816	3,884	3,954	4,025	4,097	4,171	4,246	4,321			
	(1) 地方債															
	うち資本費平準化債															
	(2) 他会社計補助金		3,554	3,618	3,749	3,816	3,884	3,954	4,025	4,097	4,171	4,246	4,321			
	(3) 他会社計借入金															
	(4) 国定資産売却補助金															
	(5) 国(都道府県)補助金															
	(6) 工事負担金															
	(7) その他収入															
	2 資本的支出		3,554	3,618	3,749	3,816	3,884	3,954	4,025	4,097	4,171	4,246	4,321			
(1) 建設改良費																
うち職員給与																
(2) 地方債償還金		3,554	3,618	3,749	3,816	3,884	3,954	4,025	4,097	4,171	4,246	4,321				
(3) 他会社計長期借入金返還金																
(4) 他会社計への繰出金																
(5) その他支出																
3 収支差引		(F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

収支再差引 積立	(E)+(I)	(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	(T)	(U)	(V)	(W)	(X)	(Y)	(Z)	(AA)	(AB)	(AC)	(AD)	(AE)
前年度からの繰越金																						
前年度繰上充用金																						
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)																					
実質収支黒字	(P)																					
(N)-(O)	(Q)																					
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)																						
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		72.9	65.5	66.4	65.9	65.4	64.8	64.2	63.7	63.1	62.5	61.9	61.3									
地方財政法施行令第16条第1項により算定した額	(R)																					
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	1,948	1,852	1,787	1,724	1,746	1,685	1,626	1,569	1,589	1,533	1,479	1,427									
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S) × 100)																					
健全化法施行令第16条により算定した額	(T)																					
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)																					
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規	(V)	1,948	1,852	1,787	1,724	1,746	1,685	1,626	1,569	1,589	1,533	1,479	1,427									
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)																					
他会計借入金残高	(W)																					
地方借入金残高	(X)	64,970	61,352	57,669	53,920	50,104	46,220	42,266	38,241	34,144	29,973	25,727	21,406									
○他会計繰入金																						
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度									
収益的収支分		7,622	5,013	5,501	5,520	5,452	5,466	5,478	5,486	5,418	5,423	5,425	5,424									
うち基準内繰入金		2,113	2,084	2,084	2,084	2,084	2,084	2,084	2,084	2,084	2,084	2,084	2,084									
うち基準外繰入金		5,509	2,929	3,417	3,436	3,368	3,382	3,394	3,402	3,334	3,339	3,341	3,340									
資本的収支分		3,554	3,618	3,683	3,749	3,816	3,884	3,954	4,025	4,097	4,171	4,246	4,321									
うち基準内繰入金		1,853	1,884	1,884	1,884	1,884	1,884	1,884	1,884	1,884	1,884	1,884	1,884									
うち基準外繰入金		1,701	1,734	1,799	1,865	1,932	2,000	2,070	2,141	2,213	2,287	2,362	2,437									
合計		11,176	8,631	9,184	9,269	9,268	9,350	9,432	9,511	9,515	9,594	9,671	9,745									